

都市計画法に基づく開発許可の基準等の 一部改定について

1 趣旨

現在、「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「都市計画法第33条第1項第8号に規定された区域について」、「法第33条第1項第8号に規定された区域に関する基準」及び「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築に係る取扱い」について、法の趣旨を踏まえ、次のとおり一部改定します。

2 改定の概要

(1) 都市計画法第33条第1項第8号に規定された区域について（新旧対照表 1 ページ）

技術基準編（法第33条第1項第8号に規定された区域に関する基準）の策定に伴い、「上記の場合は、」以降を削除します。

(2) 法第33条第1項第8号に規定された区域に関する基準（新旧対照表 2～5 ページ）

本市における土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、法第33条第1項第8号に規定された区域に関する基準を新たに策定します。

(3) 農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築に係る取扱い（新旧対照表 6～7 ページ）

農業用施設のうち、農業用倉庫の建築について、新たな農業従事者の営農実態及び課題を踏まえて、取扱いを見直します。